8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 介護職員の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき） 要支援1（ 183 単位） 要支援2（ 311 単位）	×70／100		－10／100	－1／100	－3／100
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 （1日につき 57単位）		×70／100	－1／100	－1／100	－3／100

注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	注 個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 若年性認知症入居者受入加算	注 医療機関連携加算		注 口腔・栄養スクリーニング加算	注 科学的介護推進体制加算	注 障害者等支援加算	注 委託先となる指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
1月につき＋100単位（3月に1回を限度）	1月につき＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算Ⅱを算定している場合は、1月につき＋100単位	1日につき＋12単位	1月につき＋20単位	1日につき＋120単位	短期・回復を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携していた場合 1月につき＋211単位	左記以外の協力医療機関と連携した場合 1月につき＋42単位	1回につき＋20単位（6月に1回を限度）	1月につき＋40単位	1日につき＋20単位	指定訪問介護 ・1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1532単位 ・1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 3064単位 ・1週に2回を超える訪問介護が必要とされた者（要支援2であるものに限る。） 3417単位 指定通所介護 ・要支援1 1531単位 ・要支援2 3294単位 ・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬額単位の 90／100 ニ.介護予防通所リハビリテーションの選択的サービス（運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上）の加算の算定が可能 ホ.介護予防認知症対応型通所介護の個別機能訓練加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算の算定が可能 ・介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準額を限度とする。 ※訪問介護系サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、「総合事業「「指定第一号訪問事業」」によるもの、がある。 ※通所介護系サービスについては、「指定通所介護」によるもの、「総合事業「「指定第一号通所事業」」によるもの、がある。

ハ. 退院時情報提供加算 （ロを算定する場合のみ算定）	（210単位）	
ニ 認知症専門ケア加算 （イを算定する場合のみ算定）	（1） 認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき 3単位を加算）	
	（2） 認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき 4単位を加算）	
ホ 高齢者施設等感染対策向上加算	（ⅰ）高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） （1月につき 10単位を加算）	
	（ⅱ）高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） （1月につき 5単位を加算）	
ヘ. 新興感染症等施設療養費	（1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定）	
ト 生産性向上推進体制加算 （ロを算定する場合のみ算定）	（ⅰ） 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） （1月につき 100単位を加算）	
	（ⅱ） 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） （1月につき 10単位を加算）	
チ. サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1日につき 22単位を加算）	
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき 18単位を加算）	
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき 6単位を加算）	
リ. 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×82／1000）	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×60／1000）	
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×33／1000）	
ヌ. 介護職員等特定処遇改善加算	（1） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×18／1000）	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×12／1000）	
ル. 介護職員等ベースアップ等支援加算	（1月につき ＋所定単位×15／1000）	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計

※ 限度額 要支援1 5,032単位
要支援2 10,531単位

※ 身体拘束廃止未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針と災害時及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 特別地域介護予防福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 特に厳格な管理を行う必要がある者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具貸与費（指に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数） 車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	－1／100	－1／100	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 ：個々の利用者ごとに貸与費の 100／100を限度	交通費に相当する額の2／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 ：個々の利用者ごとに貸与費の 2／3を限度	交通費に相当する額の1／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 ：個々の利用者ごとに貸与費の 1／3を限度

：「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。（ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。）
※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、令和6年4月1日から適用する。
※ 業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。